五　改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。
六　品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。
七　組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。
八　廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。

（記録の管理）

第八条　原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。

２　原子力事業者等は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成しなければならない。

第三章　経営責任者等の責任

（経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ）

第九条　経営責任者は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証しなければならない。

一　品質方針を定めること。
二　品質目標が定められているようにすること。
三　要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。
四　第十八条に規定するマネジメントレビューを実施すること。
五　資源が利用できる体制を確保すること。
六　関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。
七　保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。
八　全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。

（原子力の安全の確保の重視）

第十条　経営責任者は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。

（品質方針）

第十一条　経営責任者は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにしなければならない。

一　組織の目的及び状況に対して適切なものであること。
二　要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に経営責任者が責任を持って関与すること。
三　品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。
四　要員に周知され、理解されていること。
五　品質マネジメントシステムの継続的な改善に経営責任者が責任を持って関与すること。

（品質目標）

第十二条　経営責任者は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにしなければならない。

２　経営責任者は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにしなければならない。

（品質マネジメントシステムの計画）

第十三条　経営責任者は、品質マネジメントシステムが第四条の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにしなければならない。

２　経営責任者は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにしなければならない。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。

一　品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果
二　品質マネジメントシステムの実効性の維持
三　資源の利用可能性
四　責任及び権限の割当て

（責任及び権限）

第十四条　経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。

（品質マネジメントシステム管理責任者）

第十五条　経営責任者は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。

一　プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。
二　品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。
三　健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。
四　関係法令を遵守すること。

（管理者）

第十六条　経営責任者は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与えなければならない。

一　個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。
二　要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。
三　個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。
四　健全な安全文化を育成し、及び維持すること。
五　関係法令を遵守すること。

２　管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施しなければならない。

一　品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。
二　要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。
三　原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。
四　常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。
五　要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。

３　管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。

（組織の内部の情報の伝達）

第十七条　経営責任者は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにしなければならない。

（マネジメントレビュー）

第十八条　経営責任者は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。